

2019年10月1日から消費税率が引き上げられ、消費税軽減税率制度が実施されます！

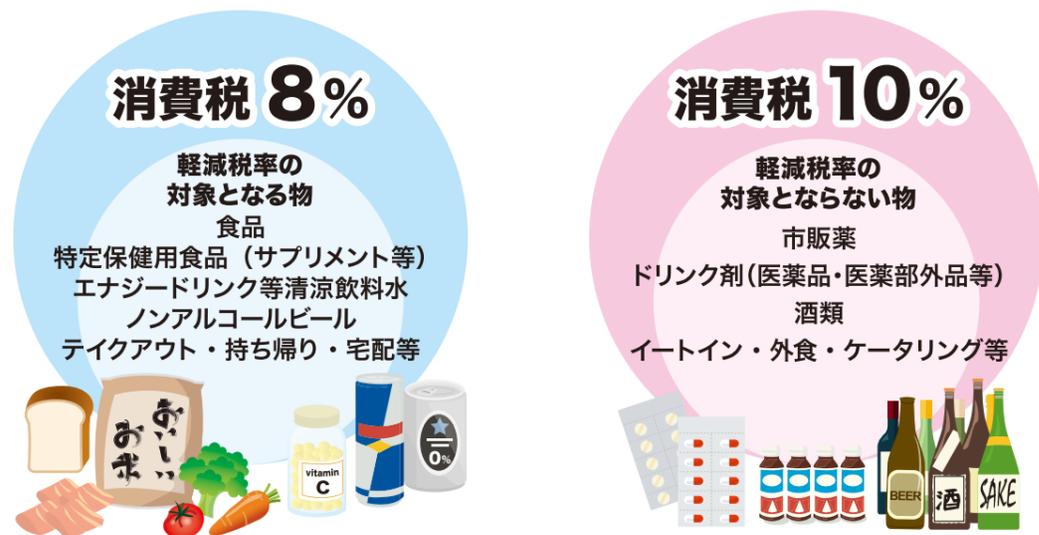
2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。

引き上げに伴い、**軽減税率制度**が実施されます。

◆軽減税率制度とは？

食品表示法に規定する飲食品（酒類除く）及び新聞（一定の題号を用い、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの）は、消費税率が8%に据え置かれる制度です。

ただし、飲食料品に該当する物であっても、外食やケータリング等に該当する場合、軽減税率の対象とはなりません。



詳しくは、以下の窓口にお問い合わせ頂くか、HPをご参考ください。

窓口：国税庁 消費税軽減税率電話相談センター TEL：0570-030-456

またはお近くの税務署までお問い合わせください。

消費税の軽減税率制度についてのHP

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

事業所のみなさまへ！ レジの入れ替えには補助金をご活用ください。

軽減税率制度開始直前！レジの入れ替えに活用できる補助金の応募締切も迫っております。

軽減税率が適用される商品の取り扱いが無いかどうか今一度ご確認ください。

軽減税率制度への対応が必要な飲食料品を販売する事業者が、以下のレジ・システムの導入・改修を行う場合が補助対象となります。

1. 複数税率に対応するレジと周辺機器の導入

2. 受発注システム・請求書システムの改修

※2019年9月30日までに販売事業者との契約が必要となります。

詳細はHPでご確認ください。 <https://kzt-hojo.jp/>

ご不明な点は八尾商工会議所へお問い合わせください。

2019年10月よりキャッシュレス決済・消費者へのポイント還元が始まります！

キャッシュレス対応に活用できる事業が始まります。

経済産業省では、消費税率引上げ後の消費喚起と、国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、キャッシュレス決済時に消費者へのポイント還元が実施されます（※早めの申請が必要となります）。

制度のポイント

1. **キャッシュレス決済対応端末の導入に経費負担不要！**

決済用の端末費用を各決済事業者（キャッシュレス会社等）が1/3、国が2/3負担するため、中小・小規模事業者の皆様の負担が実質ゼロとなります。

2. **決裁手数料が3.25%以下！さらに期間中1/3の補助あり！**

2019年10月～2020年6月（予定）まで決済手数料が3.25%以下となります。さらに決済手数料のうち1/3を国が補助しますので、実質2.1%以下の手数料となります。

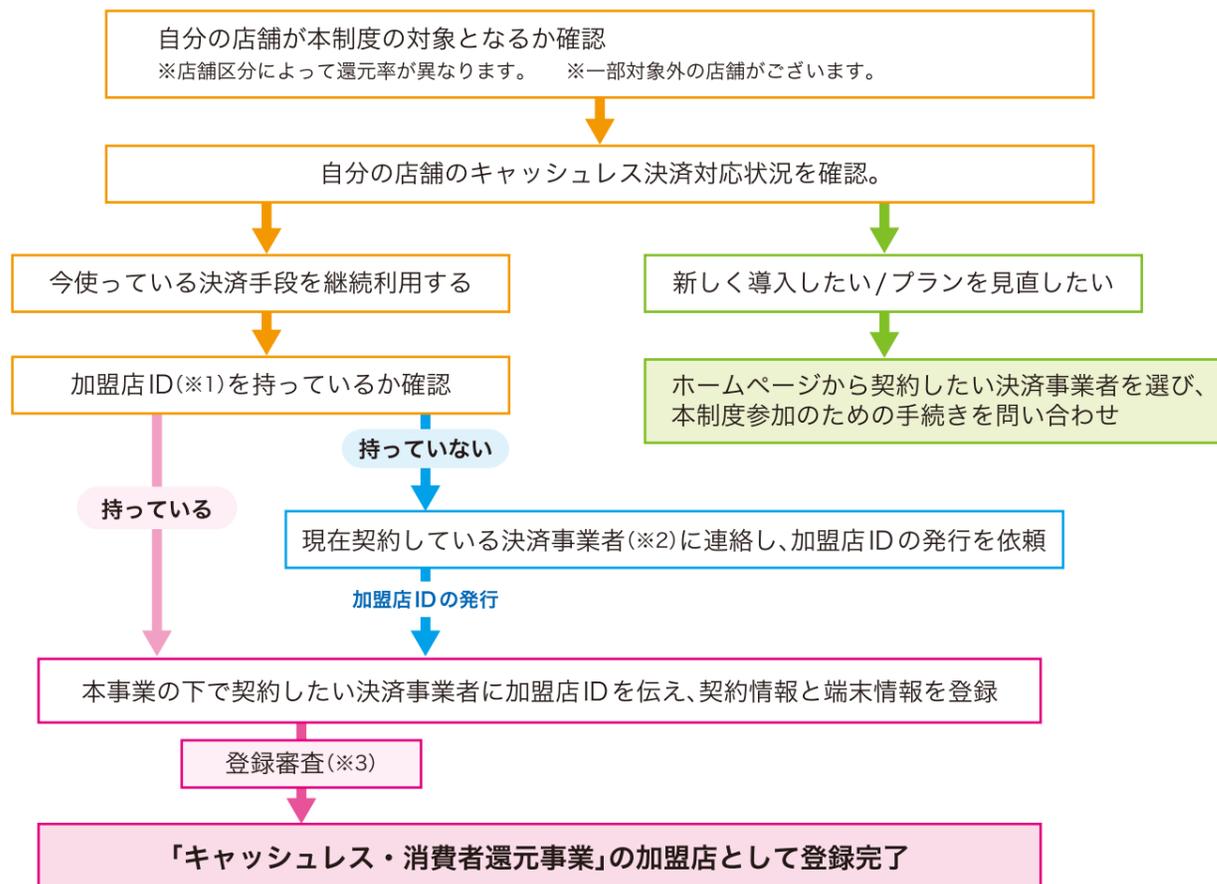
3. **消費者にポイント還元！集客力アップのチャンス！**

中小・小規模事業者において購入した消費者に、購入金額の5%（フランチャイズチェーンに属する場合は2%）がポイントとして還元されます。

キャッシュレス決済とは？

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等、電子的に繰り返し使用できる決済手段の事。

キャッシュレス決済・消費者還元事業の申込方法等



※1 本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。

※2 複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼する必要があります。

※3 事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

詳細はHPでご確認ください。 <https://cashless.go.jp/>

ご不明な点は八尾商工会議所へお問い合わせください。